

るのである、又主觀的に見るも現在の労働階級の大半は營養不良でスポーツどころか如何にして生活費を得るかの飢餓線を中心にして支配階級に對し抗争の真最中である。

我等は衣食足りて後にスポーツがあるのだスポーツ奨励と生活確保とは相對的である可きこと信じ本案を提出したるものである。而して問題は左の二つに分ちて決断するにある。

- 一、積極的にスポーツ團に這入て階級化に出るか？
- 二、消極的にスポーツからサボるか？

實行方法

- 一、スポーツ對策委員會を設置し實行可能なる手段を決定し各支部に指令を發すること

完全なる労働組合法獲得に關する件

提出 川口支部

説明者 小川帝三郎

理由省略

健康保険運用に關する要求の件

提出 川口支部

説明者 戸張榮五郎

健康保険法が幾多の不備と缺陷をもち改正修正を要すべき點の多々ある法案であるかは制定當初からの問題である、従つて之れが運用の任に當る者の周到なる注意と誠意を缺く時は労働保健の根本的意義に反し却て労働者を苦しめる結果を招來する、現に我々は幾多の不平等に依つて左に改正要點を擧げた。

具體的要綱

- 一、傷病手当金の支給を急速にする事。
- 二、入院、醫師の變更等に對し被保険者の意志を尊重する事。
- 三、被保険者なるが故の醫師の待遇に反對。
- 四、被保険者の爲めに各種相談の便宜を計る事。
- 五、使用者の不當な意志で被保険者の權利喪失反對。
- 六、傷病手当金の一時工場主立替とする事。

決議文

健康保険が産業労働者の健康保護の目的を有し労働者、使用者、政府の三者の負擔を以て維持されて居る、かゝる主旨の保険が其の運用のよろしきを得ざる爲め被保険者の却て不利不平等となるものが尠くない依つて其の改正を要求す。

一九三一、九、二〇

健康保険局長殿

東京鐵工組合昭和六年度大會